

審議資料 1

# 第3回大町市上下水道事業経営審議会資料

# 目次

(1) 料金算定期間における料金水準について .....	4
(2) 料金体系の設定について .....	8
(3) 料金体系の検討について .....	18

# 1 はじめに

## 第3回審議会の内容

第2回審議会では、令和8年度までの事業計画と財政収支推計をお示しし、今後の経営状況についてご説明させていただきました。

第3回審議会では、前回審議会を踏まえて具体的な料金体系について検討していきます。

### 第2回審議会

- ▶ 令和元年度の収支及び経営状況について
- ▶ 今後の事業計画及び収支計画の見通しについて



### 第3回審議会

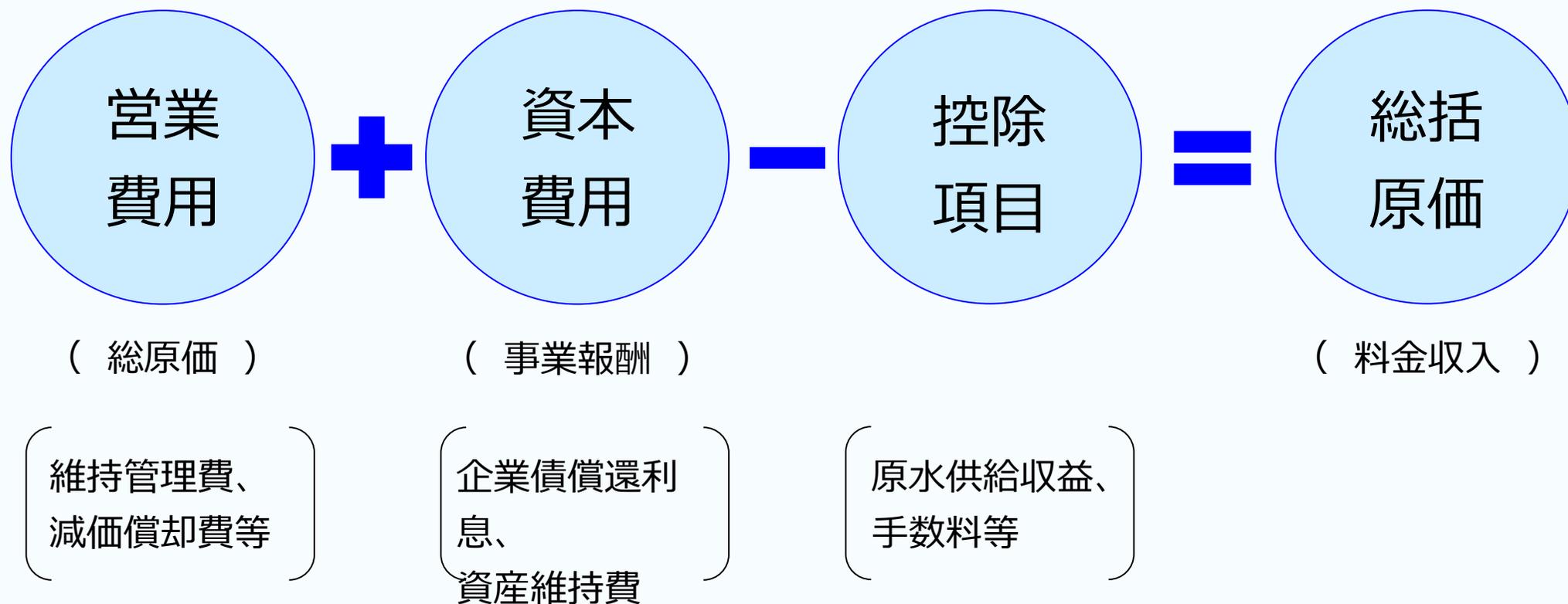
- ▶ (1) 料金算定期間における料金水準について
- ▶ (2) 料金体系の設定について
- ▶ (3) 料金体系の検討について

# **(1) 料金算定期間における料金水準について**

# (1) 料金算定期間における料金水準について

## 1 総括原価方式による分析 その1

料金水準（総括原価）の算定方式

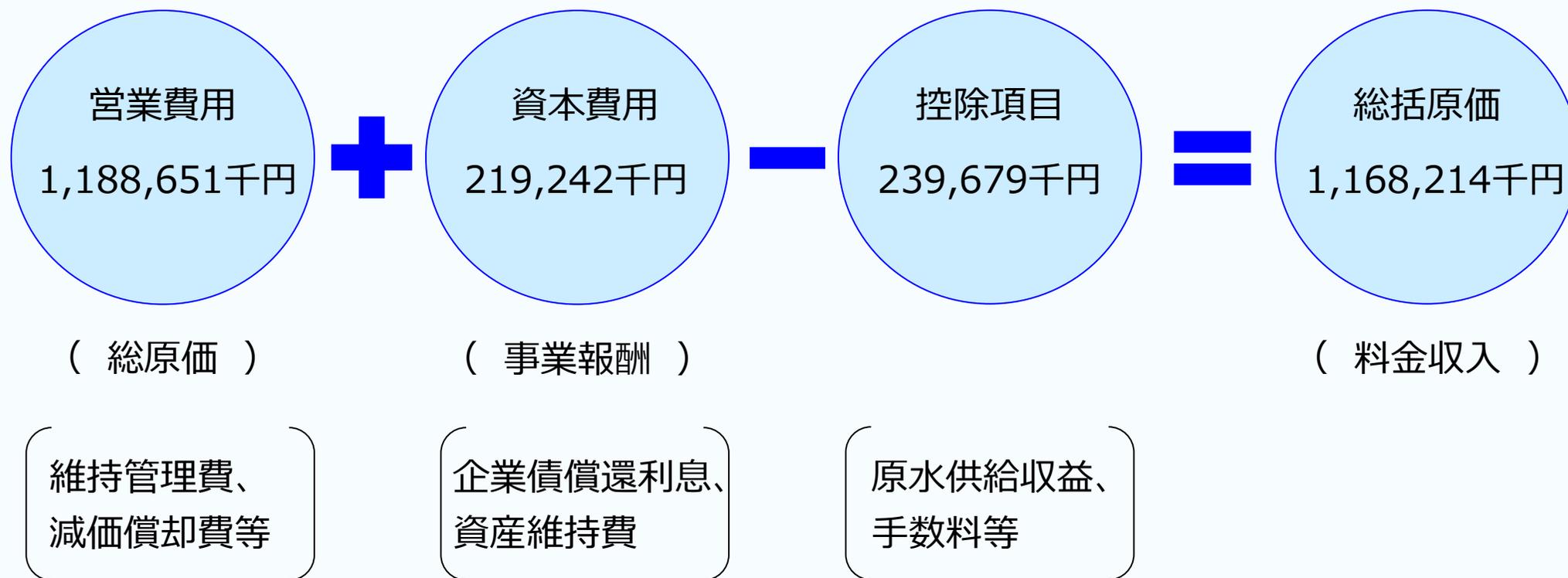


**算出した総括原価と料金収入を比較し、料金収入が下回る予測であれば  
料金改定について具体的な検討を行う必要がある**

# (1) 料金算定期間における料金水準について

## 1 総括原価方式による分析 その2

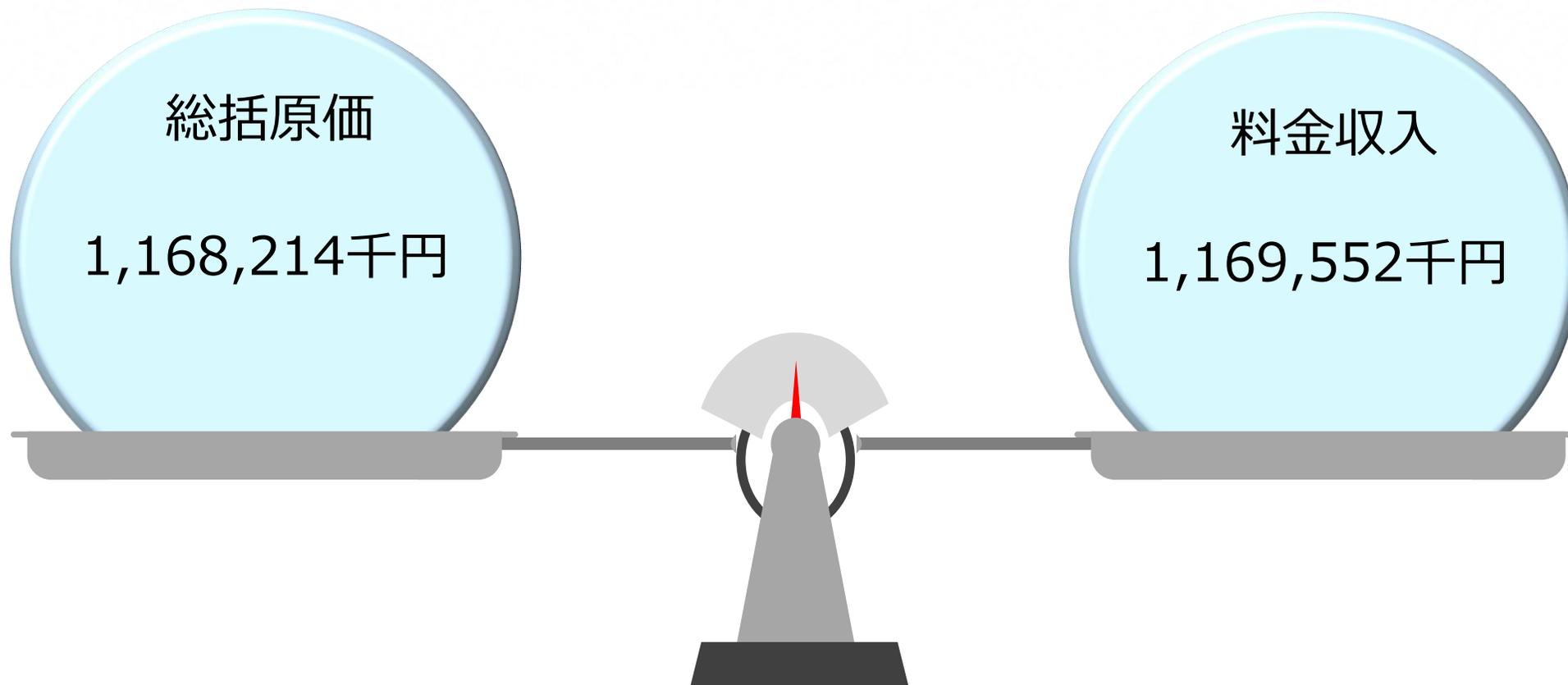
料金水準（総括原価）の算定（R3～R5の合計額）



**R3～R5年の3年間で約11億6,820万円を超える料金収入が必要**

# (1) 料金算定期間における料金水準について

## 1 総括原価方式による分析 その3



料金算定期間内では総括原価と料金収入のバランスがおおよそ図られている

## **(2) 料金体系の設定について**

## (2) 料金体系の設定について

### 1 現行の料金体系

○水道事業（大町・平・常盤・社地区）料金 （1カ月 税抜き）

種別・用途別	基本料金			従量料金 (基本水量を超える1 m <sup>3</sup> につき)			
	基本水量	メータ口径	料金	用途区分	単価		
専用給水 (一時給水を除く)	10m <sup>3</sup> まで	13mm	1,200円	一般家庭・病院用	140円		
		20mm	1,300円				
		25mm	1,400円				
				30mm	1,500円	公衆浴場用	50円
				40mm	1,600円		
				50mm	3,000円		
				75mm	3,800円	その他	160円
				100mm	4,700円		

## (2) 料金体系の設定について

### 2 料金体系の設定方法

水道料金算定要領では、「総括原価の分解」・「総括原価の配賦」・「料金体系の設定」により、基本料金と従量料金の割合を算出することとしています。

#### 総括原価の 分解

- ・ 総括原価を「需要家費」「固定費」「変動費」に分解

#### 総括原価の 配賦

- ・ 需要家費 … 全額基本料金に配賦
- ・ 固定費 … 一定の基準により、基本料金と従量料金に配賦
- ・ 変動費 … 全額従量料金に配賦

#### 料金体系の 設定

- ・ 基本料金は総括原価の配賦に基づいて口径別に設定（13mm～100mm）
- ・ 従量料金は総括原価の配賦の従量料金分を用途別に設定  
（一般家庭、公衆浴場、その他）

## (2) 料金体系の設定について

### 3 総括原価の分解 その1

総括原価は「①需要家費」「②固定費」「③変動費」に分解されます。

#### ① 需要家費

水道使用量とは関係なく、需要家（使用者）が存在することにより発生する費用  
（検針経費、料金請求経費、量水器関係経費など）

#### ② 固定費

水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用  
（施設の維持管理費、減価償却費、企業債償還利息など）

#### ③ 変動費

概ね水道使用水量の増減に比例して必要となる費用  
（動力費、薬品費など）

## (2) 料金体系の設定について

### 3 総括原価の分解 その2

料金算定期間（R3~R5）に総括原価の対象となる費用

費 用		R3~R5合計			
営業費用	維持管理費	原浄水部門費	60,051千円	②固定費+③変動費	
		配給水部門費	119,873千円	②固定費	
		一般管理業務部門	検針・集金関係費	20,122千円	①需要家費
			量水器関係費	11,133千円	①需要家費
		その他の管理業務費	211,658千円	②固定費	
		減価償却費	742,732千円	②固定費	
		資産減耗費	23,082千円	②固定費	
	合 計	1,188,651千円			
資本費用	支払利息	61,674千円	②固定費		
	資産維持費	157,568千円	②固定費		
	合 計	219,242千円			
控除項目		239,679千円			
総括原価総計		1,168,214千円			

## (2) 料金体系の設定について

### 3 総括原価の分解 その3

総括原価を「①需要家費」「②固定費」「③変動費」に分解すると、以下のようになります。

①需要家費

31,255千円

②固定費

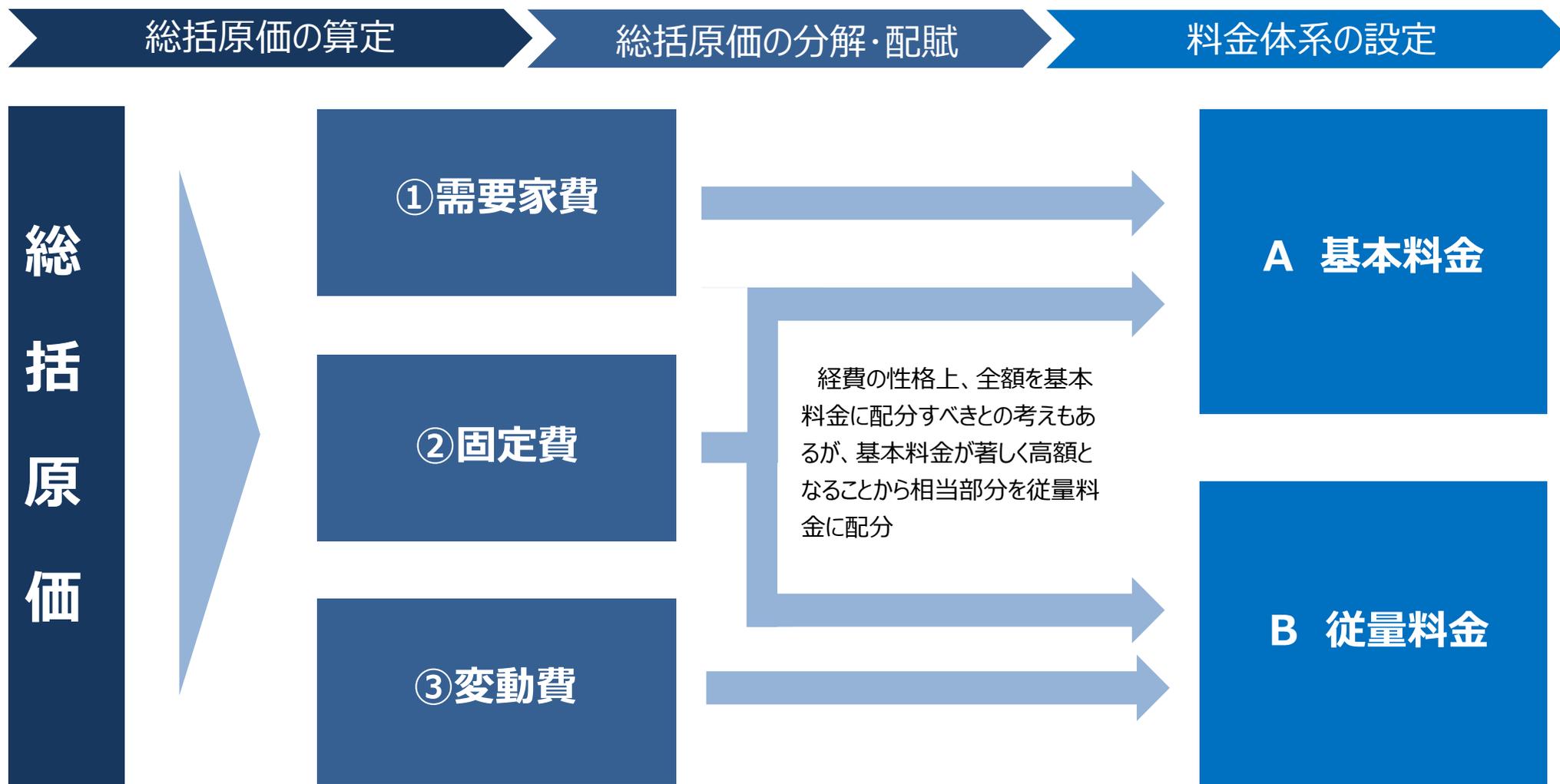
1,122,247千円

③変動費

14,712千円

## (2) 料金体系の設定について

### 4 総括原価の配賦 その1



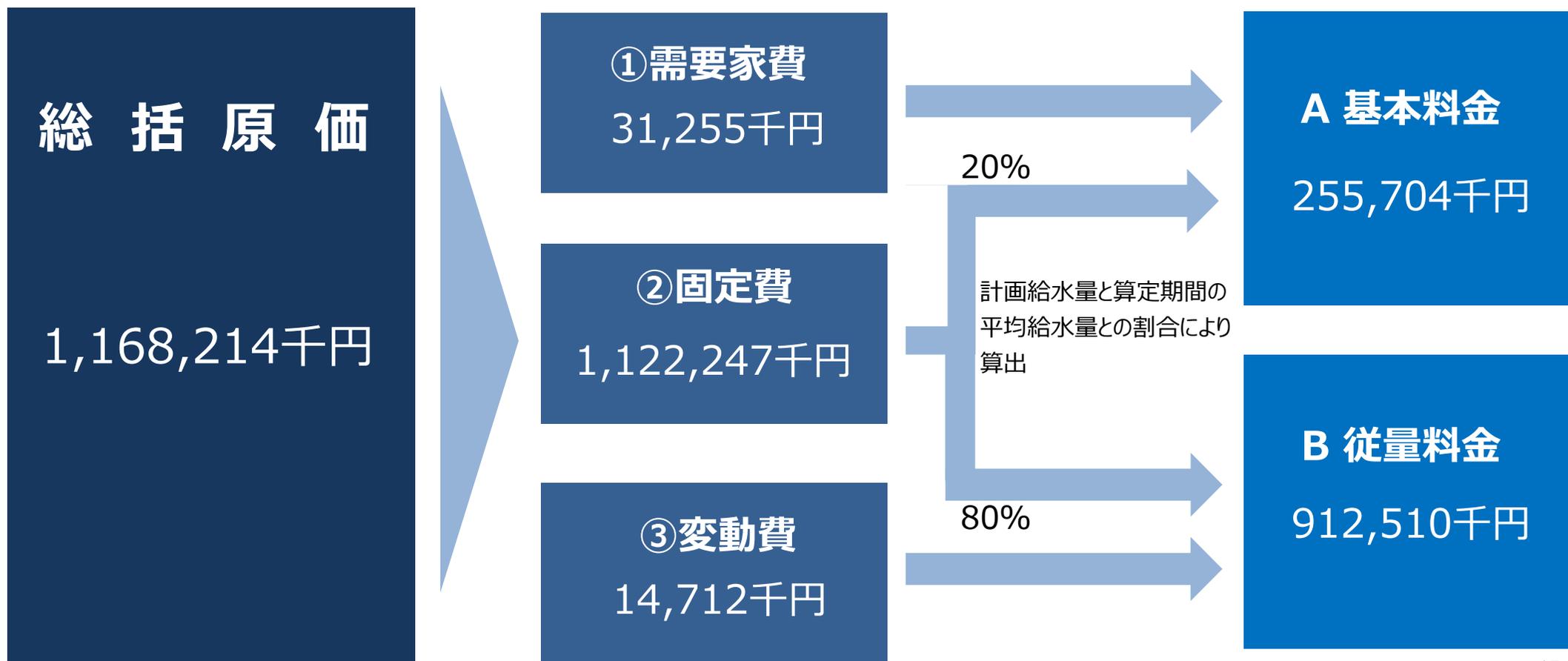
## (2) 料金体系の設定について

### 4 総括原価の配賦 その2

総括原価の算定

総括原価の分解・配賦

料金体系の設定



## (2) 料金体系の設定について

### 5 料金体系の設定

各費用に配賦された費用を、1件1月あたりの料金に配分したものが以下の集計表になります。

1月あたり 単位：円

		口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm		
総括原価 1,168,214	①需要家費 31,255	検針・集金 20,122	① 需要家費	検針・集金 関係費	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	
		量水器関係 11,133		量水器 関係費	24.7	29.4	31.1	55.8	62.5	146.9	186.4	250.0
	②固定費 1,122,247	維持管理費 160,273	A 基本 料金	②固定費	515.7	562.3	578.3	620.7	671.7	1286.6	1625.0	2027.8
		減価償却費 742,732		計	589.1	640.4	658.1	725.2	782.8	1,482.2	1,860.1	2,326.5
		支払利息 61,674		B 従 量 料金	②固定費	115.4						
	資産維持費 157,568	③変動費	1.9									
	③変動費 14,712	計	117.3									

※総括原価等については、単位：千円

## (2) 料金体系の設定について

### 6 料金体系の現状分析

総括原価方式によって算出された集計結果と、現在の料金体系との比較は以下のようになります。

#### ◆総括原価方式による集計結果（基本水量なし）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金（円）	589.1	640.4	658.1	725.2	782.8	1,482.2	1,860.1	2,326.5
従量料金（円）	117.3							

#### ◆現行の料金体系（基本水量10m<sup>3</sup>）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金（円）	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	3,000	3,800	4,700
従量料金（円）	116.7（一般家庭・病院用140円、公衆浴場用50円、その他160円の平均）							

### **(3) 料金体系の検討について**

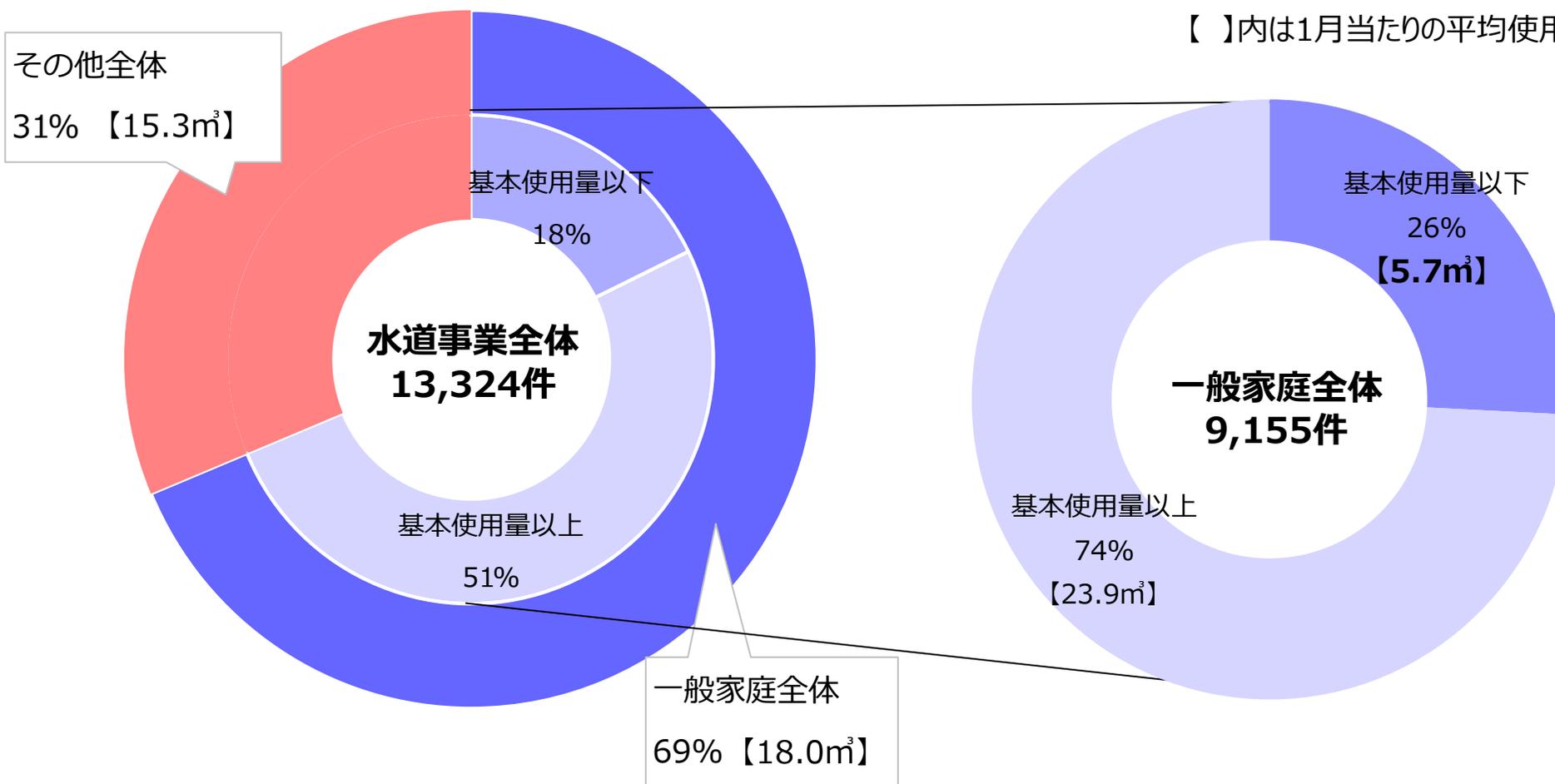
### (3) 料金体系の検討について

#### 1 水道使用の実績

#### 水道契約者の用途・使用量別内訳

対象期間：令和元年9月～10月検針分

【 】内は1月当たりの平均使用量



### (3) 料金体系の検討について

#### 2 料金体系の考え方

項目	
基本水量の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>基本水量とは、公衆衛生上の観点から水道が普及する当初に、一定量以上の生活用水の使用を促進するために導入された。近年は、基本水量内の水使用者が増えており、また水道料金算定要領でも基本水量は経過措置とされている。</li><li>基本水量が設定された料金体系は、定めた基本水量を超えて使用しない限り従量料金が発生しないため、少量利用者の負担が軽減されるといったメリットもある。</li></ul>
基本料金の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>総括原価のうち給水量に関わらず発生する費用（需要家費、固定費）は原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれる。</li><li>基本料金を設定することで、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、安定した企業経営を図ることができる。</li></ul>
従量料金の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>逓増性の料金体系（水道使用量が増えると従量料金単価が増加する）は水需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費を回収できなくなる恐れがある。</li><li>当市では、用途別の均一料金単価としている。</li></ul>

### (3) 料金体系の検討について

#### 3 使用量別の水道料金 (1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup>)

##### ◆総括原価方式による料金体系

口径：13mm												
基本水量	基本料金	従量料金	1m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	7m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
-	589 円	117 円	706 円	823 円	940 円	1,057 円	1,174 円	1,291 円	1,408 円	1,525 円	1,642 円	1,759 円

##### ◆現行の料金体系

口径：13mm												
基本水量	基本料金	従量料金	1m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	7m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
10 m <sup>3</sup>	1,200 円	140 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円

料金体系を比較すると、6 m<sup>3</sup>使用した場合に現行の料金体系の方が安価となり、基本使用量以下の実使用平均 (5.7m<sup>3</sup>) と料金水準の均衡が概ね図られている。

### (3) 料金体系の検討について

#### 4 使用量別の料金比較

1ヶ月あたり税抜 (単位 料金:円 順位:位)

	料金体系	口径：13mm									
		基本水量 (m)	基本料金 (順位)	従量料金 (円/m) (順位)	5m <sup>3</sup> (順位)	6m <sup>3</sup> (順位)	7m <sup>3</sup> (順位)	8m <sup>3</sup> (順位)	9m <sup>3</sup> (順位)	10m <sup>3</sup> (順位)	
大町市	口・用	10	1,200 15	140 13	1,200 11	1,200 9	1,200 8	1,200 6	1,200 6	1,200 4	
長野市	口径	－	1,090 12	62 4	1,400 17	1,462 18	1,524 18	1,586 16	1,648 16	1,710 16	
松本市	口径	－	780 6	65 6	1,100 8	1,170 8	1,230 9	1,300 10	1,360 9	1,430 11	
上田市	口径	－	541 3	140 13	816 3	871 3	926 3	981 2	1,036 2	1,091 2	
岡谷市	口径	－	1,180 14	44 3	1,400 17	1,444 17	1,488 16	1,532 14	1,576 14	1,620 14	
飯田市	口・用	8	1,014 11	141 15	1,014 7	1,014 5	1,014 4	1,014 4	1,155 4	1,296 6	
諏訪市	用途	10	784 8	101 10	784 1	784 1	784 1	784 1	784 1	784 1	
須坂市	口径	－	540 2	87 8	970 6	1,060 6	1,140 6	1,230 7	1,320 8	1,410 9	
小諸市	口径	10	1,400 18	154 16	860 4	1,400 16	1,400 13	1,400 12	1,400 11	1,400 8	
伊那市	口径	－	700 5	111 12	1,255 12	1,366 13	1,477 15	1,588 17	1,699 18	1,810 19	
駒ヶ根市	口径	－	780 6	102 11	1,290 14	1,390 14	1,490 17	1,590 18	1,690 17	1,800 17	
中野市	口径	－	480 1	63 5	795 2	858 2	921 2	984 3	1,152 3	1,320 7	
飯山市	口径	10	1,809 19	209 19	1,809 19	1,809 19	1,809 19	1,809 19	1,809 19	1,809 18	
茅野市	口径	－	1,100 13	10 1	1,150 10	1,160 7	1,170 7	1,180 5	1,190 5	1,100 3	
塩尻市	口径	－	950 9	75 7	1,320 16	1,390 14	1,470 14	1,540 15	1,620 15	1,690 15	
佐久 (企)	口径	－	600 4	100 9	1,100 8	1,200 9	1,300 11	1,400 12	1,500 13	1,600 13	
千曲市	口径	10	1,285 16	173 18	1,285 13	1,285 11	1,285 10	1,285 9	1,285 7	1,285 5	
東御市	統一	6	950 9	160 17	950 5	950 4	1,110 5	1,270 8	1,430 12	1,590 12	
安曇野市	口径	10	1,305 17	40 2	1,305 15	1,305 12	1,305 12	1,345 11	1,385 10	1,425 10	
平均			973.1	104.1	1,147.5	1,216.7	1,265.4	1,316.7	1,381.0	1,440.5	

※上記料金は、総務省の地方公営企業決算状況調査及び各市町村のホームページ等により、当市が独自に調査・算出した数値

### (3) 料金体系の検討について

#### 5 総括

基本水量

少量利用者に配慮し、負担の軽減を図る

基本料金

固定的に発生する経費の回収を目指した料金設定

従量料金

用途別に均一の従量料金単価を設定



現在の大町市の料金体系は、基本料金を水道使用の実態に則した単価に設定することで、固定的に発生する経費の回収を目指しつつ、基本水量を設定することにより、少量利用者にも配慮した料金体系としている。また、従量料金を用途別均一単価にすることで、水需要の減少による収入減の影響を受けにくくし、経営の安定化を図っている。